《講演》

「もしもあなたに国籍がなかったら」

息 居 淳 子

一 はじめに

今日は、京都学園大学で、お話しできることを大変嬉しく思っております。 今日のお話のテーマは「もしもあなたに国籍がなかったら」というものです。 国籍をもっている多くの人々は、おそらく、日常生活で国籍について考える 必要はなく、日々の生活を送っていることでしょう。ここにいらっしゃる皆さ んのほとんどの方もそうではないでしょうか。

けれども, もし国籍を持っていなかったら, どんな問題が起きるのでしょうか。

今日は、この問題について皆さんとご一緒に考えたいと思います。

二 国籍とは何でしょうか。

では、そもそも国籍とは、いったい何なのでしょうか。

現在、大学の講義などでは、国籍は、個人を特定の国家に結びつける法的な 絆であって、国家の構成員である資格を意味すると一般的に説明されています。 また、個人にアイデンテイテイ(存在証明)を提供するものなどとも説明され ています。

現在の社会では、個人の持つ権利の多くは、国内社会でも国際社会でも、個人が所属する国、つまり、国籍を持っている国を通して実現されることが少なくありません。国籍は、国家が個人に与える保護や、多くの市民的・政治的権利の源となっています。そのため、国籍は、「権利を持つための権利(the right

to have rights)」ともいわれていて、国籍を持つこと自体が人権であると認識されているのです。だからこそ、1948年に第 3 回国連総会で、満場一致で採択された世界人権宣言は、その第15条で、「1 すべての者は、国籍を持つ権利を有する。 2 何人も、その国籍を恣意的に奪われ、又は、国籍を変更する権利を否認されない。」と宣言しているのです。

三 あなたが国籍を意識するのはどんなときでしょうか。

ところで、あなたが国籍を意識するのは、どんなときでしょうか。

日本で、日本の国籍をもって暮らしている多くの人は、日常生活で、国籍を 特に意識することはないでしょう。けれども、こうした人達でも、国籍を意識 せざるを得なくなるときがあります。それは、日本の国外に出て行くときです。

あなたが外国に出かけるときは、ちょっとお隣の国へ観光旅行にいくときでも、国内を移動するときと違って、旅券(パスポート)が必要になります。この旅券を発行するのは、本国の政府です。本国とは、その人が国籍をもっている国のことです。

旅券をもっていらっしゃる方は、お読みになっていると思いますが、日本国 の旅券には、次のように書かれています。

「日本国民である本旅券の所持人を通路支障なく旅行させ,かつ,同人に必要な保護扶助を与えられるよう,関係諸官に要請する。 外務大臣」

ここで、今日のお話との関係で大切なのは、「日本国民である本旅券の所持 人」という文言です。日本国の旅券は、日本国民にのみ、発給されるからです。

グローバル化が進む現在の世界では、商品、資本、情報などばかりでなく、 地球規模での人の移動も生じています。国際的な人の移動の原因は、観光旅行、 留学、海外勤務、出稼ぎ労働、政治亡命、国外追放、他国への移住、難民とし ての本国からの流出など様々です。新聞報道によりますと、今世紀に、本国か ら離れて暮らしている人は、地球人口の、約50分の1にあたるとされています。

^{1) (}朝日新聞2000年12月24日朝刊)。

^{84 (182)}

日本についてみますと、海外へ移動した日本人は、統計を取り始めた1950年 (昭和25年) には、約8万9千人に過ぎませんでしたが、1975年(昭和50年) に は、約247万人になり、1990年(平成2年)には1千万人の大台を超えました。 そして、2012年(平成24年)には、約1850万人となっています。他方、日本を 訪れる外国人の数も1950年には、約1万8千人でしたが、1975年には、約78万 人, 1990年には、約350万人、そして、2012年には約917万人となっています。 こうした数字から見ますと、現在、日本人は、自由に外国に行き、また、外 国人も自由に日本に来ているように思えるかもしれません。しかし、人が国境 を越えて移動する国際的な移動は、それほど、簡単ではありません。外国へ行 くときには、国内を移動するときとは違った問題が発生します。先ほど述べま したように、まず旅券が必要となります。すでに経験された方も多いと思いま すが、この旅券は、出入国の際には必ず必要なものです。出国の際には、空港 などで、 旅券を出入国管理官に提示して、 出国の許可を得なくてはなりません し、他国に入国するときには、旅券のほかに査証(ビザ)も必要です。査証は、 入国しようとする国の大使館や領事館などから、予め発給してもらう文書で、 入国の目的から見て、査証を所持している者の入国に問題はないと判断された ことを示すものです。ただ、一定の条件の下で、日本と査証の相互免除協定が 結ばれている国に入国する場合には、査証は必要ありません。このように、旅 券は、出入国には欠かせないものなのです。後に述べる国籍のない人、無国者 は、本国が発給する旅券がないために、国際的に移動することが困難なことが お分かりになると思います。もっとも、無国者であっても、居住している国が、 外国人や無国籍者に対して、国外旅行用に発給する外国人旅券というものを持 っていて、この外国人旅券を受入国の政府が有効な旅券として認めてくれれば、 国際的な移動が可能になります。

現在, 国際法では, どのような外国人に自国への入国を認めるかは, 原則として, 受入国が自由に定めることができることになっています。そして, 受け

²⁾ 法務省出入国管理統計統計表より。

入れた後の滞在の条件も自由に決める権限ももっています。この条件には、滞 在期間の長さ、滞在中に働けるかどうか、働ける場合の仕事の種類なども含ま れています。

さらに、国家は、自国の安全などを脅かす外国人を国外に強制的に退去させる権利を、国際法上保障されています。国家のこのような権利が認められているのは、国家には、自国民引取義務、つまり、自分の国の国民は引き取らなくてはならないという義務が国際法上あるからです。反対側から見ると、外国人を強制的に国外に退去させることができるのは、最終的に当人の本国が、当人の引き取りを約束しているからにほかなりません。自分の国の国民を引き受けることを拒否することは、自国の安全などのために外国人を退去させようとしている国の権利の行使を妨げる違法行為とみなされることになるのです。

四 あなたが持っている国籍はどのようにして取得されたのでしょうか。

では、いったい、国籍はどのようにして取得されるのでしょうか。

国際法では、誰を自分の国の国民とするかは、原則として、国家が自由に定めることができるとされています。そのため、国家は、その国の伝統、宗教、政治、人口政策、国の防衛上の理由などによって、国籍の取得や喪失に関する法律を定めます。したがって、その内容は国によって異なります。なお、国によっては、国籍の取得や喪失に関するこのような法律が「国籍法」という独立の法律にではなく、憲法とか、民法などの中に定められている場合がありますが、ここでは、その名称にかかわりなく、国籍の取得や喪失について定めている法律のことを「国籍法」ということにします。

ところで、ほとんどの人は、生まれた時にどこかの国の国籍を取得します。 その理由は、国家が、自国の領域内で生まれた子に国籍の取得を認めたり、自

³⁾ 日本では、日本国憲法第10条で、誰が日本国民であるかは法律で定めると規定しており、これを受けて定められたのが「国籍法」です。

国民を親として生まれた子に親との血縁に基づいて子に国籍の取得を認めたりしているからです。現在の日本の国籍法は、生まれた時に父または母が日本国民であれば、子は日本国籍を取得すると定めています。つまり、父か母のどちらかが日本人であれば、外国で生まれても子は、日本国籍を取得するのです。このように日本の国籍法は、自国の国民から生まれた子に親との血縁によって国籍を取得させる立場、これを血統主義といいますが、この血統主義を原則とする立場を採用しています。お隣の韓国やヨーロッパの多くの国々が、この血統主義を原則とする立場を採っています。

これにたいして、米国、英国、南米諸国などは、自国の領域内で生まれた子に、親の国籍とは関係なく、自国の国籍の取得を認めるという立場、これを生地主義と言いますが、この生地主義を原則として採用しています。このように大きく分けると諸国の国籍法は、血統主義を採るものと、生地主義を採るものとに分かれます。もっとも、現在では、諸国の国籍法は、どちらか一方の立場を原則としながら、これを補うかたちで、多かれ少なかれ他方の立場も採用しています。

このようにして生まれた時に取得する国籍を生来の国籍といいます。これに 対して、生まれた後に取得する国籍を伝来の国籍といいます。

出生後の国籍取得には、帰化や、婚姻、認知、養子縁組などの身分行為によるもの、一定の条件の下の届出などの意思表示によるものなど、国の事情に応じて、様々なものがありますが、このなかで、もっとも一般的なものは、帰化です。現在、帰化を認めていない国はおそらく存在しないでしょう。この帰化についても、その種類や、条件などについては国によって差があります。

日本の国籍法が定める帰化とは、国籍法の定める条件を満たしている外国人

⁴⁾ 国籍法第1条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

第2条 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。

 $[\]Xi$ 日本で生まれた場合において、父母がともにしれないとき、又は国籍を有しないとき。

⁵⁾ 日本の国籍法では、まず第4条で、「1 日本国民でない者(以下、「外国人」という。)は、

が、日本国籍を取得したいと志望して、その取得申請をすると、これに基づいて、国家が、行政行為として、国籍取得を許可する制度です。

日本に帰化された有名人には、古くは小泉八雲 (ラフカデイオ・ハーン) 氏が、 最近では、一昨年帰化された日本文学者のドナルドキーン博士がいらっしゃい ます。また、スポーツ選手や、お相撲さん、芸能人、実業家などのなかにも日 本に帰化された方がいらっしゃることを皆さんはご存知でしょう。皆さんの中 にも帰化により日本国籍を取得された方がいらっしゃるかもしれませんね。

五 なぜ無国籍が生じるのでしょうか。

さて、今述べましたように、たいていの人は、生まれた時にどこかの国の国籍を取得します。しかし、世界には、生まれた時にどこの国の国籍も取得しない人が居ますし、生まれた時には国籍を取得していても、その後国籍を失って、 無国籍になる人もいます。

無国籍の人は、後に述べますように、公的に記録されることが少ないために、正確な人数を把握することが困難ですが、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の2006年の推計によりますと、世界には、約1500万人の無国籍の人がおり、日本にも、約1600人の無国籍の人がいるということです。ここで注意しなくてはならないのは、無国籍という場合には、法律上の無国籍を意味する場合と事実上の無国籍を意味する場合とがあるということです。法律上の無国籍とは、どの国の国籍法によっても国籍が認められないことを意味します。この法律上の無国籍を純粋無国籍と呼ぶ場合もあります。これに対して、事実上の無国籍とは、ある国の国籍をもっているかもしれないのですが、その国籍を

帰化によって、日本国籍を取得することができる。 2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。」と規定し、第5条で「法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。」として、一般の外国人が帰化するにあたって必要とされる前提条件について規定しています。そして、続く第6条から第9条の4か条で、第5条の定める条件が緩和される場合や免除される場合について定めています。

⁶⁾ Office of the United Nations High Commissioner for the Refugees の略称。 UNHCR は、1950年12月14日に設立された国連の難民問題に関する機関で、本部はジュネーブ にあります。1991年から2000年までの難民高等弁務官は、日本の緒方貞子氏でした。

持っていることを証明できないために、その国と個人の関係が実効的でない場合を指します。

では、なぜ、無国籍が生じるのでしょうか。その原因を見てみましょう。

1 諸国の国籍法の相違から生じる場合

無国籍が生じる原因の第一は、諸国の国籍法が違っていることから生じるものです。この場合の無国籍は法律上の無国籍です。法律上の無国籍は、生地主義の国の両親から、血統主義の国で生まれた子に生じます。

例えば、ブラジル国籍の夫婦が日本にやってきて、夫婦の間に子供が生まれたとします。先ほど述べましたように、日本の国籍法は、血統主義を採用していますので、両親が共にブラジル国籍のこの子は、日本で生まれても、日本国籍は取得できません。他方、ブラジルの国籍法は、生地主義をとっていますので、ブラジル国外で生まれたこの子はブラジル国籍も取得できません。そのため、この子は無国籍になります。もっともこの場合は、日本に在るブラジルの大使館又は領事館を通して両親の本国に出生届が出されれば、子はブラジル国籍を取得できます。

ところが、父親の本国が生地主義で、母親の本国が血統主義の場合にも、母の国あるいはその他の血統主義の国で生まれた子が、無国籍になる場合があります。その原因は、母親の本国が父親の血統を優先する父系優先血統主義を採用していることにあります。

このようなケースは、日本の国籍法が昭和59年(1984年)に改正される前、 日本人を母とし、アメリか人を父として日本で生まれた子に現実に起きていた のです。

なぜ日本でそんなことが起きたのかといいますと、昭和59年の改正前の国籍 法が父系優先血統主義を採用していたからです。昭和59年の改正前の国籍法第 2条によれば、子は、父が日本国民であれば、母が外国人であっても、日本人 父との血縁によって、日本国籍を取得しましたが、母が日本国民であっても、 法律上の父が外国人であるときには、日本国籍を取得しなかったからです。子 が日本人の母から日本国籍を取得できたのは、法律上の父が判明していない場合か、父が無国籍の場合でした。この父系優先血統主義が採用されていた主な理由は、子は父の国の国籍を取得するということを前提にして、もし、母の国の国籍も取得すると子が二重国籍になるから、それを避けるためである、というものでした。二重国籍は、同一人が複数の国家から、例えば兵役の義務のような、国民としての義務を求められるという問題などを引き起こすので、望ましくないと考えられているからです。

このような昭和59年の改正前の日本の国籍法の下で、アメリカ人男性と法律上の婚姻をした日本人女性から日本で生まれた子が、日本の国籍もアメリカ合衆国の国籍も取得できず、無国籍となる場合が起きていました。アメリカ合衆国は生地主義の国ですから、アメリカ合衆国外でアメリカ合衆国の国民から生まれた子は、アメリカ合衆国の国籍を取得しないのが原則です。ただし、アメリカ人の父親がアメリカ合衆国の国籍法の定める条件を満たしていれば、子は、アメリカ合衆国国外で生まれても、アメリカ合衆国の国籍を取得します。その条件とは、子の出生時点で、アメリカ人父が10年以上、そのうちの5年間は14歳に達してから、アメリカ合衆国内に居住していたこと、というものです。そのため、この条件を満たしていないアメリカ人を父として、日本で、日本人母から生まれた子はアメリカ合衆国の国籍を取得しません。

先程述べましたように、昭和59年の改正前の日本の国籍法の下では日本人母が法律上の婚姻をしていて、子に法律上の父がいるときには、子は、日本国籍を取得できませんでしたから、先ほど述べました、アメリカ合衆国の国籍法が定める条件を満たしていないアメリカ人が父であるときには、子はアメリカ合衆国の国籍も取得できず、無国籍になったのです。この場合は純粋無国籍です。

⁷⁾ 昭和59年の改正前の国籍法第2条 子は左の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父が日本国民であるとき。

二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき。

三 父が知れない場合又は国籍を有しない場合において、母が日本国民であるとき。

四 日本で生れた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

なお,婚姻外に生まれ,法律上の父がわからない子は,母の日本国籍を取得しましたから,無国籍になりませんでした。

このように、アメリカ人を父とし、日本人を母として法律上の婚姻から生まれて無国籍となった子は沖縄に多くみられました。

ご存知のように沖縄には、米軍の基地があります。この基地に滞在する米軍の兵士などと日本人女性との婚姻から生まれた子の中に無国籍になった子がいたのです。無国籍のなかには、先ほど述べましたように、純粋無国籍と事実上の無国籍とがあります。沖縄で無国籍となった子には、純粋無国籍の子の他に、事実上の無国籍の子が多く含まれていました。事実上の無国籍は、アメリカ人父が、先に述べましたアメリカ合衆国の国籍法が定める条件を満たしていても、子がアメリカ合衆国の国籍を取得するための手続きをしないまま、帰国してしまったり、行方不明になったりしたため生じたのです。当時、沖縄の無国籍児の問題は社会問題になっていました。

さらに、父系優先血統主義は、父母を平等に扱っていませんので、両性平等 の点からも問題であると考えられ、国籍法改正の気運が高まっていきました。

他方, 国際社会では, 国連で, 1979年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(「女子差別撤廃条約」, 最近では, 「女性差別撤廃条約」と略称される場合が多くなっています。) が採択されました。

この条約は、その名が示しているように、あらゆる分野における女性差別をなくそうとする条約です。その第9条は、国籍に関する問題についても両性は平等でなくてはならないと定め、その第2項で、子の国籍について、女性に対して男性と平等の権利を与えることを締約国に求めています。つまり、父系優先血統主義を採用していた当時の日本の国籍法は、この条約の第9条第2項に違反していたのです。

⁸⁾ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第9条 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対し、男子と同等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

² 締約国は子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

日本は、1980年にこの条約に署名し、その5年後の1985年に批准する予定でした。そのため、条約の批准までに、先ほど述べた第9条に適合するように、国籍法を改める必要が生じたのです。こうした、国の内外の事情を背景にして、昭和59年(1984年)に国籍法は改正されました。この改正によって、生まれた時に父か母のどちらかが日本国民である子は、日本国籍を取得することになったのです。このように、子が父の国の国籍も母の国の国籍も受け継ぐ主義のことを父母両系主義といいます。なお、現在の国籍法は、父母両系主義などを原因として生じる重国籍を減少するために、国籍法第14~16条で、国籍の選択制度を定めています。

2 身分行為から生じる場合

無国籍が生じる第二番目の原因として、婚姻のような身分行為をあげることができます。

かって、多くの国では、夫婦は同一の国籍を持たなければならないという夫婦国籍同一主義という立場が採用されていました。今でもイスラム教徒の多い国などには、この主義を採用している国があります。この夫婦国籍同一主義というのは、妻の国籍は夫の国籍に従うべきであるという立場です。

明治32年 (1899年) に制定された日本の最初の国籍法 (旧国籍法) もこの夫婦国籍同一主義を採用していました。大正5年 (1913年) の改正前の旧国籍法では、外国人女性が日本人男性の妻となると、本人の意思に関係なく、自動的に日本国籍を取得させられ、逆に日本人女性が外国人男性の妻となると、本人の意思に関係なく、また、婚姻により夫の国の国籍を取得するかどうかにも関係なく、自動的に日本国籍を喪失させられました。

⁹⁾ 改正後の国籍法第2条の条文は註(4)に掲げてあります。

¹⁰⁾ 旧国籍法第5条 外国人ハ左ノ場合ニ於テ日本ノ国籍ヲ取得ス

一 日本人ノ妻ト為リタルトキ

二~五(省略)

夫婦国籍同一主義の国の女性が外国人の妻となった場合,夫の国も夫婦国籍同一主義を採用していれば,自国民の妻に国籍を取得させますから,妻が無国籍になることはありません。ところが,先ほど述べましたように,国籍法の内容は,国よって異なりますから,夫の国が夫婦国籍同一主義の国でなく,夫婦がそれぞれ別の国籍を持つことを認める夫婦国籍独立主義を採る国の場合,妻は婚姻によって,夫の国の国籍を取得しませんから,無国籍になってしまいます。実際,大正5年の改正前の旧国籍法第18条の下で,外国人男性の妻となった日本人女性が夫の国の国籍を取得できず無国籍になった場合が生じました。そこで,妻の無国籍の発生を防ぐために,大正5年に,旧国籍法第18条は,日本人女性が外国人の妻となって夫の国籍を取得したときには,日本国籍を失うという内容に改正されました。

しかし、このような男女を平等に扱っていない夫婦国籍同一主義の旧国籍法は、第二次世界大戦後に制定・施行され、両性平等の原則を謳った現在の日本国憲法に反することは明らかでしたので、昭和25年に廃止され、夫婦独立国籍主義を採用した国籍法が新たに制定・施行されたのです。これが現在の国籍法です。しかし、この国籍法も父系優先血統主義を採用していたので、昭和59年に改正されたことは、先に述べた通りです。

3 国の政治体制の変革を原因とする場合

革命などによる国の政治体制の変革が起きたときに、こうした体制の変革に 賛同できないため、祖国から追われたり、あるいは、自ら脱出したりした人た ちが純粋無国籍や事実上の無国籍になる場合があります。大量に無国籍者が生 じるのは、このような場合です。

その例として、1917年のロシア革命のときに、諸国に逃れた白系ロシア人や

¹¹⁾ 大正5年の改正前の旧国籍法第18条 日本ノ女カ外国人ト婚姻ヲ為シタルトキハ日本ノ国籍ヲ

大正5年の改正後の旧国籍法第18条 日本人カ外国人ノ妻ト為リ夫ノ国籍ヲ取得シタルトキハ日本ノ国籍ヲ失フ

ベトナム難民などを挙げることができます。

皆さんはプロ野球の巨人軍の選手だったスタルヒン投手のことをご存知でしょうか。日本のプロ野球史上初めて300勝を達成した大投手です。このスタルヒン投手は、白系ロシア人で無国籍でした。

白系ロシア人というのは、1917年のロシア革命のとき、革命軍である赤軍に 敗れ諸国に亡命した帝国政府系のロシア軍である白軍側の人々のことです。

亡命した白系ロシア人は、革命で成立したソビエト連邦共和国が発給するパスポートを持たなかったので、国際的な移動が非常に困難でした。そこで、1922年に、ロシアから、逃れてきた人々について、国際連盟の会議がジュネーブで開かれ、亡命者や難民の国際的な移動のための便宜を図るため、国際連盟が「国際的な身元証明書」を発給することが決められました。この国際的な身元証明書の発給は、ノルウエーのフリチョフ・ナンセン博士の提唱に基づくものであったので、この証明書は「ナンセン・パスポート」と呼ばれています。ナンセン博士は、探検家、科学者としても有名ですから、皆さんのなかには、探検家、あるいは、科学者としてのナンセン博士についてご存知の方がいらっしゃるのではないかと思います。このナンセン博士は、外交官でもあって、国際連盟の初代難民高等弁務官に就任し、難民や亡命者の救済に努めました。難民や亡命者は、このナンセン・パスポートで行き先の国がビザを発給してくれれば、その国に入国することが可能になったのです。

1922年の会議に日本も参加したのですが、日本は始めのうちは、ナンセン・パスポートによるビザの発給をせず、白系ロシア人の入国を認めませんでした。このことは、国際的な非難を浴びましたので、1925年になって、日本は、彼らの入国を認めることに踏み切りました。その結果、多くの白系ロシア人が来日しました。先ほど述べたスタルヒン投手の一家もその中に含まれていたのです。洋菓子で有名なモロゾフやゴンチャロフの創始者などもこのとき来日した白系

^{12) 18}代304年続いたロマノフ王朝による皇帝専制政治の打倒からソビエト連邦和国成立までの連続的革命。

ロシア人でした。

国内の政治体制の変革があって、無国籍になった人々の比較的最近の例としては、ベトナム難民の例があります。

インドシナ半島では、1975年に、インドシナ三国といわれるベトナム・ラオス・カンボジアに相次いで政変が起き、これらの三国が社会主義体制に移行しました。このとき、この新しい体制のもとで、迫害を受けるおそれのある人や、体制になじめず祖国を脱出したインドシナ難民の中で、ベトナムから逃れた人々がベトナム難民と呼ばれました。南シナ海を小船で漂流し、通りがかりの船に救助されて日本の港に到着したベトナム難民のなかには、国籍を剥奪されて無国籍になった人々もいます。こうしたベトナム難民の中には日本の国籍法上の帰化の条件を満たせず、無国籍のままの人もいますし、あえて帰化しないで、無国籍のまま日本で暮らしている人もいます。

4 国籍の剥奪による場合

国籍を剥奪されたために無国籍になる場合もあります。

国籍の剥奪による無国籍は、先ほど述べました、国の政治体制の変革が原因で、祖国を脱出した人々の多くに生じますが、そのほかにも、人種、兵役の拒否、外国の公務への就任などを理由として、国家が特定の人から国籍を剥奪する場合にも生じます。

例えば、『アンネの日記』でよく知られているアンネ・フランクさんは、ユダヤ人であるため、ナチス・ドイツからドイツ国籍を奪われ無国籍となった例です。

5 国籍法の改正などによる場合

国籍法の改正や、新国籍法の制定により、新たに定められた国民としての要

¹³⁾ 陳天璽編『忘れられた人々 日本の「無国籍者」』(2010年 明石書店) には、日本にいる無国籍の人々の体験談が収められています。

件を満たさなくなって、国籍を失い、無国籍になる場合があります。

皆さんは、2013年4月に来日されたミャンマーのアウンサンスーチー女史のことを覚えていらっしゃるでしょうか。このアウンサンスーチー女史の国ミャンマーには、ロヒンギャと呼ばれる人達がいるのですが、このロヒンギャのほとんどの人が、1982年に定められた国籍法上のミャンマー国民としての条件を満たさないため、無国籍になっています。彼等は、ミャンマー政府によりミャンマー国籍を認められないため、ミャンマー政府から旅券を発給してもらうことができません。旅券を持たないロヒンギャが、他人名義の旅券を使ったり、密航したりして、違法に日本に入国する場合があります。この事実が発覚すると日本政府は、退去強制処分をし、彼らをミャンマーに帰そうとしますが、ミャンマー政府は、彼らは自国民ではないとして引き受けを拒否するということが起きています。

6 その他

無国籍になる場合として考えられるその他の場合に、帰化するために、今まで持っていた国籍を離脱したにもかかわらず、帰化が不許可になったために無国籍になる場合もあります。また、自らの意思で無国籍を選択する場合もあります。

1972年に、日本は、中国を代表する正統な政府として、中華人民共和国政府を承認し「日中国交正常化」を果たしました。それまでの日本が、中国を代表する正統な政府として承認していたのは、台湾の中華民国政府でした。この「日中国交正常化」が発表されたとき、日本に在住していた中国人の中には、中華人民共和国の国籍に転換せず、また、日本に帰化することもせずに、無国籍を選択した人々がいます。

¹⁴⁾ こうした場合、彼等は収容所に収容されますが、一定の条件の下に仮放免されることができます。

¹⁵⁾ 陳天璽著『無国籍』(2005年 新潮社) には,在日中国人であった著者の,1972年の日中国交正常化に際して無国籍を選択し,2003年に日本に帰化するまでの,無国籍者としての体験が綴られています。

六 無国籍の人にはどんな問題が生じるのでしょうか

今までにお話ししたように、様々な理由で、無国籍になる人々がいます。 では、無国籍の人々にはどんな問題が生じるでしょうか。

まず、問題となるのは、先ほど述べましたように、旅券を発給してくれる本 国がないため、国際的な移動が困難であるということです。もっとも、すでに 述べましたように、無国籍の人が居住している国が、外国人の国外旅行用に発 給する「外国人旅券」という文書を発給してくれれば、これが旅券の代わりに なります。しかし、この「外国人旅券」が他国で有効と認められるための最小 限の条件は、発給国に戻るとことができることが保障されていることです。

そのほかにどんなな問題があるでしょうか。おそらく、皆さんは、無国籍の人はどの国でも、参政権を認められないということを思い浮かべられることと思います。また、無国籍の人が就けない職業があるのではないかともお考えになるのではないでしょうか。日本についてみれば、たしかに、日本国籍を持っていることを条件としている権利や職業、あるいは地位などがあります。日本では、日本国籍をもっていない人は、すべて外国人として扱われますので、この点では、無国籍の人は外国の国籍を持っている外国人と同じです。

では、無国籍の人も含めた外国人には、日本人とは違ったどんな法律上の扱いがあるのでしょうか。

現在,文明諸国では,一般的に,外国人にも自国民と同じような広範な法律上の地位を認めています。日本でも,日本国憲法で,「国民の権利義務」としているものであっても,個人の基本的人権に関するものは,外国人にも認められます。しかし,先ほど一寸触れた参政権は,国のレベルでも地方のレベルでも,日本では,現在のところ,外国人には認められていません。そのほか,公職政治家や,外交官など,公権力の行使または国家意の形成に参加する公務員の任用資格の一つとして日本国籍をもっていることが必要とされる場合があります。このように,日本国籍をもっていることが,要件とされることを「国籍要件」といいます。

社会保障の面では、かって、1981年まで、国民年金、児童手当、児童扶養手当などについて、外国人は、これらの制度の外に置かれていました。たとえば、昭和34年(1959年)に成立した国民年金法は、その対象を「日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民を被保険者とする」(第7条)と規定していました。そのため、外国人は、どんなに長く日本に住んでいても、この年金制度に入ることができませんでした。しかし、これらの社会保障法上の国籍要件は、日本の「難民の地位に関する条約」(一般に、「難民の地位に関する議定書」と併せて、「難民条約」と略称されています。)への加入に伴って、1982年に撤廃されました。難民条約では、社会の一員として難民の人権を保障するという見地から、難民に保障されるべき様々な権利について規定が設けられており、その第23条では、生活保護などの公共の扶助についても自国民と同様の待遇を与えなくてはならないと規定されているからです。

以上の点では、少なくとも、外国の国籍をもつ外国人と無国籍の外国人との間に違いはありません。けれども、両者の間には、決定的な違いがあります。それは、今までにお話したことから、すでにお気づきのように、どこかの国の国籍を持っている外国人には、最終的に受け入れてくれる国、帰るべき本国、があるのに無国籍の外国人には、そのような本国がないということです。また、在留している国で、不当な扱いを受け、身体や財産を侵害された場合、国籍のある外国人の場合は、その本国が、国際法上の外交的保護権、つまり、その在留国に救済を与えてくれるよう求める権利、を行使してくれますが、無国籍の外国人には、こうした救済を求めてくれる本国がありません。

その他、社会生活においても、無国籍の人は、身元の証明ができないとして、 社会的な信用を得ることが困難な場合があり、そのため、婚姻、就職、金融そ の他の面で不利益をこうむる場合があります。

^{16) 1951}年に国連総会で採択された条約で、日本は、この条約と、この条約に定められている期限 の制約を取り除いた、1967年の「難民の地位に関する議定書」に、1982年に加入しました。

¹⁷⁾ 難民条約第23条 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、公的扶助及び公的援助に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

七 無国籍の人をなくしたり、その地位を改善したりするために、 どんな国際的な努力がなされて来たでしょうか。

以上述べましたように、様々な不利的を蒙る可能性のある無国籍の人をなく したりその地位を改善したりたりするために、国際社会では、国際連盟の時代 から、いくつもの条約や宣言が作られてきました。そのなかで、日本が加盟国 となっている条約について簡単に説明しましよう。

1966年に国連総会で採択され、1979年に日本が批准した「市民的政治的権利に関する国際人権規約(自由権規約またはB規約と呼ばれていますので、以下、「自由権規約」といいます。)は、先にお話した世界人権宣言を拘束力のある条約にしたものです。子ども(児童)の権利について定めているこの自由権規約の第24条は、その第3項で、「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」と規定しています。そして何らかの措置をとらなければ子どもが無国籍になる場合には、あらゆる適切な措置を執ることを加盟国に求めています。子どもは、その権利を享有したり行使したりするには、親をはじめとする大人の援助や保護を必要とするという弱い立場にありますので、大人以上に無国籍にならないようにする必要があるからです。この自由権規約第24条の内容は、1989年に国連総会で採択され、1994年に日本が批准した「児童の権利条約」(「子どもの権利条約」とも言われています。)の第7条にも、規定されています。

また、女性については、すでにお話しました女子差別撤廃条約が、その第9 条第1項で、女性が無国籍にならないようにすることを締約国に求めています。

¹⁸⁾ 児童の権利条約第7条 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できるかぎりその父母によって養育される権利を有する。

² 締約国は、とくに児童が無国籍になる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

¹⁹⁾ 女性差別撤廃条約第9条第1項の条文は註8)に掲げてあります。

八 日本の国籍法は無国籍を生じさせないために どんな規定を設けているでしょうか。

生地主義の国で生まれた子は、生まれた国の国籍を取得しますから、無国籍 になることはありません。しかし、日本の国籍法は、血統主義を原則とする国 籍法ですから、親が誰か不明の場合や、親はわかっていても、その親が無国籍 の場合には、子は親の国籍を取得できませんので、無国籍になってしまいます。 そこで、日本の国籍法は、第2条第3号で、「日本で生まれた場合において、 父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき」には、子は日本国籍を 取得すると定めています。つまり、父母のどちらもが判明しない子、その典型 は捨て子ですが、こうした子は、日本で生まれたことにより、日本の国籍を取 得すると定めて、生地主義を補則的に取り入れ、子が無国籍となるのを防止し ているのです。しかし、この規定では、日本で生まれた子の親が厳格な生地主 義の国の国民である場合には、子が無国籍になることを避けられません。出生 時に子が無国籍となることを徹底的に防止するためには、日本が未だ加盟して いない。1961年の「無国籍の削減に関する条約」第1条が規定する内容に従っ て 日本で生まれた子が日本国籍を取得しなければ無国籍となるすべての場合 に、日本国籍の取得を認めるように国籍法を改正することが必要であると思い ます。

九 終わりに

以上で私のお話を終わりたいと思います。今日の私のお話が、皆さんが日常 生活で当たり前と思っていらっしゃる国籍を持っていることの意味についてお 考えになり、身近にあるさまざまな事柄を「もしも国籍がなかったら」という 観点から見直し、さらには、国家とはなにか、国境とはなにかなどについても

²⁰⁾ 無国籍の削減に関する条約第1条 自国の領域内で出生した者で、自国が国籍を付与しなければ無国籍となるような者に対しては自国の国籍を付与する。

「もしもあなたに国籍がなかったら」(鳥居)

お考えになるきっかけになれば、嬉しく思います。 ご清聴有難うございました。

【追記】本稿は、2013年11月15日に、京都学園大学法学部において行った講演の原稿に、当日、時間の制約から省略した部分を補った上で、必要と思われる註を付したものです。